

# 吉野川市で住宅を取得される予定の40歳未満の方へ 【フラット35】地域活性化型の利用申請を受け付けます

本市では、40歳未満の方の住宅取得に対して補助金を交付する「来て観て住んで事業」を行っており、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）が創設した住宅ローン「【フラット35】子育て支援型」との連携を行う協定を締結し、平成29年6月から、「来て観て住んで事業」の補助対象となる方（広報よしのがわ4月号参照）のうち、一定の要件を満たす方の住宅ローンの金利が当初5年間0.25%引き下げられる制度の利用申請を受け付けています。

さらに、平成30年1月からは、吉野川市外から転入する方を対象に、同様の金利引き下げを受けられるようになる「【フラット35】地域活性化型」の利用申請を受け付けます。

## 利用対象となる方（吉野川市来て観て住んで事業の補助対象者であることが前提です。）

吉野川市外から、吉野川市来て観て住んで事業における補助対象住宅の所在地の住所に転入する予定の方。  
※転入者とは、転入前1年の間、吉野川市内に居住したことがない人のことをいいます。

## 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用から「来て観て住んで事業」の補助金交付までの流れ

- ①住宅の建築請負契約または売買契約の締結
- ②市へ【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用申請書を提出
- ③市の発行する証明書を添付して金融機関へ住宅ローン（フラット35）の申し込み
- ④住宅完成後、**金融機関による融資実行（当初5年間金利▲0.25%）**
- ⑤法務局へ所有権に関する登記申請および当該住宅への入居
- ⑥市へ来て観て住んで事業の補助金交付申請書を提出
- ⑦補助金交付決定後に市から補助金を交付



フラット35地域活性化型  
<チャチャナビ>

この制度の利用には、融資（フラット35）の申し込みの前に必要な手続きや添付書類の準備がありますので、詳しくはチャチャナビなどをご覧いただくか、企画財政課（本館3階）までお問い合わせください。



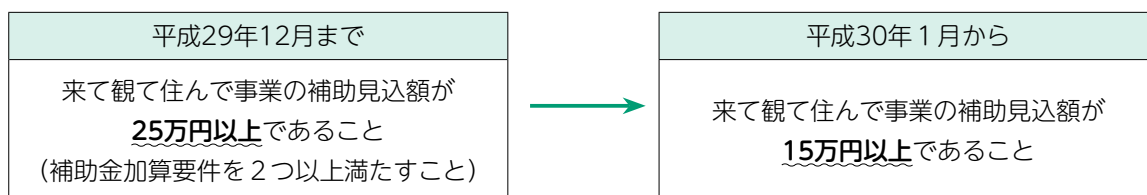
来て観て住んで事業  
<チャチャナビ>



住宅金融支援機構  
<フラット35サイト>

## 住宅を購入する場合の利用対象要件の緩和について

築3年以上の住宅を購入予定で【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合、来て観て住んで事業の補助見込額の要件が、引き下げられました。



※上記要件だけではなく、その他の要件も満たす必要があります。詳しくはチャチャナビなどでご確認ください。

●問い合わせ 市企画財政課 ☎22-2221 FAX22-2244



# 平成29年中所得の申告相談について

平成30年度市・県民税と国民健康保険税の課税基礎となる平成29年中所得の申告相談を行います。

**重要**

**申告にはマイナンバーの記入とあわせて本人確認書類が必要となります**

## 申告が必要な方

平成30年1月1日現在、本市に住所のある方。

ただし、次のいずれかに該当する方は、原則として市へ申告する必要はありません。

- ① 税務署等で所得税の確定申告書を提出される方
  - ② 勤務先から市へ年末調整済の給与支払報告書が提出されており、その給与以外の収入がない方
  - ③ 公的年金等支払報告書が市へ提出されており、その公的年金以外の収入がない方
- ※②、③に該当する方で、報告されていない控除（扶養・生命保険・医療費の控除など）を新たに受ける方は、市へ申告する必要があります。

ただし、平成29年中の収入が公的年金のみで、

- ・ 年齢が64歳以下（昭和28年1月2日以後に生まれた人）で、公的年金等収入が98万円以下
  - ・ 年齢が65歳以上（昭和28年1月1日以前に生まれた人）で、公的年金等収入が148万円以下
- の方は、今回の申告は必要ないと考えられます。

申告が必要かどうか分からないときは、税務課（本館2階）までお問い合わせください。

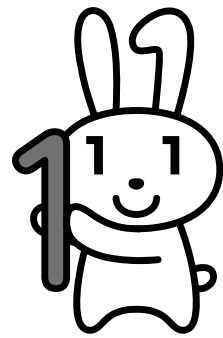
## 申告相談日

日程、会場の詳細は8ページを参照してください。

受付時間：午前9時30分～午後3時

## 申告相談時にお持ちいただくもの

- ① マイナンバーカードもしくは通知カードと運転免許証など  
扶養親族のマイナンバーカードもしくは通知カードも必要です。
- ② 印鑑（ゴム印・スタンプ印は不可）
- ③ 所得の計算に必要な書類（収入や必要経費がわかる書類）
- ④ 給与や公的年金などの収入がある方は、その支払者から交付された平成29年分の源泉徴収票
- ⑤ 平成29年中に支払った社会保険料が確認できる書類
  - ※ 国民年金保険料、国民年金基金の掛金については、支払証明書が必要です。
  - ※ 吉野川市国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料についての納付証明書は、お持ちいただく必要はありません。
- ⑥ 生命保険料、地震保険料、その他各種控除の対象となるものの証明書など
  - ※ 生命保険料、地震保険料については、控除証明書が必要です。
  - ※ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所で交付された平成29年分の障害者控除対象者認定書など、障がいの程度を証明できる書類を持参してください。
  - ※ 医療費控除、寄附金控除を受ける方は、領収書が必要です。
- ⑦ 税務署から確定申告書が送られてきている場合は、その確定申告書
- ⑧ 本人名義の預貯金口座番号等がわかるもの（市経由で確定申告書を提出される方のみ）



市の申告相談期間中は、所得税（国税）の確定申告も受け付けしていますが、次の所得・控除の申告をされる方は、川島税務署で申告してください。

- 譲渡所得(土地、家屋、株式など) ●青色申告
- 住宅借入金等特別控除（新築・増改築・耐震改修・バリアフリー改修工事など）
- 雑損控除 ●消費税申告

上記以外にも、申告内容によっては川島税務署で申告していただく場合があります。ご了承ください。  
※確定申告書の控えに税務署受付印が必要な方は、川島税務署で申告してください。



- 平成29年中の収入が、非課税所得（遺族年金や障害年金等）のみの場合や、収入がなかった場合で申告される方は、会場受付に設置する市・県民税申告書にご記入ください。
- ふるさと納税ワンストップ特例申請をされた方でも次のような場合は、すべての寄附金の領収書を揃えて申告してください。
  - 1年間の寄附先が6自治体以上になった場合
  - 医療費控除等により確定申告が必要な場合
- 農業所得、営業等所得、不動産所得の申告をされる方は、収支内訳書（収入・経費の集計）を必ず作成して会場へお越しください。

## 医療費控除の申告をされる方へ

平成29年分の確定申告から、確定申告書へ「医療費控除の明細書」の添付（※）が必要となります。領収書・レシートがあれば申告受付時に作成できますので、医療費の領収書・レシートを人別・支払先別（病院・薬局等）に分けて、支払額を集計してください。また、高額療養費や生命保険会社から支払われた給付金など、医療費を補てんする保険金などがある場合は、同様に集計をお願いします。

集計ができていない場合、会場に設ける集計コーナーで集計していただくこととなります。申告期間中は、相談者でたいへん混雑することが予想されます。少しでもスムーズな相談ができるよう、ご協力をお願いします。

（※）医療費の額など必要項目の記載がある医療費通知（「医療費のお知らせ」等）を添付すると、明細の記入を省略できます。

## 《セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について》

健康の維持増進および疾病予防の取り組みとして一定の取り組み（※1）を行う個人が、平成29年1月1日以降に、一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）について所得控除を受けることができます。

（※1） 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2） 要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

（注） 取り組みを行ったことを明らかにする書類および領収書が必要です。また、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできませんので、どちらが有利になるか判断に迷う場合は、申告会場でご相談ください。

### ●問い合わせ

市税について

市税務課

☎22-2215

FAX22-2247

国民健康保険税について

市国保年金課

☎22-2213

FAX22-2243

# 平成29年中所得申告相談日程表

## 受付時間 午前9時30分～午後3時

例年、午前中はかなり混み合っていますので、時間をずらしてお越しください。  
また、農業・営業等・不動産所得の収支や医療費は、必ず集計してから会場へお越しください。  
集計ができていない場合、会場で集計していただくこととなりますので、ご了承ください。

● 次の所得・控除を申告する方は、川島税務署で申告してください。 ● 譲渡所得（土地、家屋、株式など） ● 青色申告  
● 住宅借入金等特別控除（新築・増改築・耐震改修・バリアフリー改修工事など） ● 雑損控除 ● 消費税申告

	相談日	地区区分	会場
鴨島町	2月16日(金)	森山地区	市役所本館 3階大会議室
	2月19日(月)	上浦・牛島地区	
	2月20日(火)	西麻植・敷地地区	
	2月21日(水)	飯尾・呉郷地区	
	2月22日(木)	鴨島・上下島・喜来地区	
	2月23日(金)	知恵島・鴨島・上下島・喜来地区	
	3月 9日(金)	鴨島町全域	
川島町	相談日	地区区分	会場
	3月 5日(月)	児島・学・三ツ島地区	川島公民館 1階 大和室
	3月 6日(火)	桑村・山田・川島・宮島地区	
3月 7日(水)	川島町全域		
山川町	相談日	地区区分	会場
	2月26日(月)	宮島南・北、祇園、八坂南・北、青木、若宮・東、瀬詰八幡、三島、春日、湯立東・西・北、旭、中筋、井上、久宗、榎谷、楠根地、皆瀬、桑内	山川地域総合センター (旧山川庁舎) 2階201会議室
	2月27日(火)	宮地、季邦、住吉、翁喜台・東、西ノ原、旗見、迎坂、南・中・北町、西山、川田天神、村雲、北島東・西	
	2月28日(水)	麦原東・西、川東東・南・西・北、恵下、奥川田東・西、瀬津、東・西市久保、原、貞田、舟戸東・西、衣笠	
	3月 1日(木)	山瀬天神、忌部北・南、中央東・西、日の出第1・第2、西久保東・中・南・西、諏訪・東・東2・東部・南部・中部、ほたる川、北村	
	3月 2日(金)	山川町・美郷全域	
3月 3日(土)			
美郷	相談日	地区区分	会場
	3月 2日(金)	山川町・美郷全域	山川地域総合センター 2階201会議室
	3月 3日(土)		
3月 8日(木)	美郷全域	ふるさとセンター 大会議室	
市全域	相談日	地区区分	会場
	3月11日(日)	吉野川市全域	市役所本館 3階大会議室
	3月12日(月)		
	3月13日(火)		
	3月14日(水)		
3月15日(木)			

◎所得税（国税）の確定申告は、川島税務署でも受け付けています

●問い合わせ 市税務課 ☎22-2215 FAX22-2247